

参議院選挙後に待っているものは？

「基本的な人権を奪う 緊急事態条項」の新設ねらう

安倍首相が参院選後の「改憲」を明言

安倍首相は年頭記者会見で憲法改正について「参議院選挙でしっかりと訴えていく」と発言。NHKの番組でおおさか維新の会などの「改憲に前向きな政党で、国会の3分の2以上を構成していきたい」と表明し、明文改憲にむけた動きを加速させています。

その突破口として、「緊急事態条項」の新設がねらわれています。

「緊急事態条項」は、2012年4月に発表された自民党の「憲法改正草案」に盛り込まれています。

自民党の首相周辺の議員は「お試し改憲」などと言い、国民の反対の少ないところから改憲をすすめようという策略ですが、国民にとって危険さわかりません。また、私たちの仕事にも大きく影響する中身です。

東日本大震災以降、大規模災害に対応するために「緊急事態条項」を憲法に盛り込む必要があるという主張が改憲派から出ていました。

しかし、「緊急事態」の例示の第1に「外部からの武力攻撃」があげられていること、「改憲草案」の第9条の2に「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」と明記されていること、戦前の天皇による緊急勅令や戒厳令*のように国会の関与なしに政府の独断で人権制限などの政令を定めることが可能になるということからすれば、「戦争する国」づくりが念頭に置かれていると言わざるを得ません。

「緊急事態」が宣言されれば、地方自治体や国民は国の統制下に置かれ、憲法で保障されている自治権や基本的人権が制限されます。そのことは「改憲草案」第99条や自民党の「改憲草案Q&A」で明記されています。私たち国公労働者が、国民の暮らしと権利をまもる立場から権利の制限も含め国民を統制する立場へと変貌させられることになります。

集会・デモも取り締まりの対象

また、労働組合などが行う集会やデモなども取り締まりの対象となります。市民的権利でもある言論・表現の自由が奪われ、政府など公の機関の施策に反対の声をあげることもできなくなってしまう。

もともと日本国憲法は第9条があることから、軍事的な「緊急事態条項」を前提にした人権制限を認めていません。国民の人権が抑圧された戦前の反省から「緊急事態条項」は設けられませんでした。

この危険なねらいをひろげ、安倍首相の宿願でもある「改憲」策動にストップをかけ、国民の暮らしと権利をまもるとともに、憲法をいかにするためにも、国民本位の行財政・司法の確立、大幅増員をはじめとする公務・公共サービスの拡充をめざして「まもろう憲法・国公大運動」を職場・地域から推進していきましょう。

* 戒厳令とは？

戦争や内乱などの非常時に際し、全国ないしは一部地域において通常の立法権、行政権、司法権の行使を軍部にゆだねる非常法という。国家緊急権制度のひとつ。



全労働オリジナルのぼり

自民党改憲草案より (2012年4月決定)

第98条

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

第99条

緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

自民党改憲草案Q&Aより

基本的人権の尊重規定は、武力攻撃事態対処法の基本理念の規定（同法3条4項後段）をそのまま援用したものです。党内議論の中で、「緊急事態の特殊性を考えれば、この規定は不要ではないか。」「せめて『最大限』の文言は削除してはどうか。」などの意見もありましたが、緊急事態においても基本的人権を最大限尊重することは当然のことであるので、原案のとおりとしました。

逆に「緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない。」との意見もありますが、国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得るものと考えます。